

## 確認検査業務手数料規程（令和4年11月1日改定）

（趣旨）

第1条 この確認検査業務手数料規程は別に定める「確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、イーハウス建築センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に対する確認の申請手数料）

第2条 業務規程第46条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)建築物を建築（新築、増築、改築又は移転）する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積

(2)確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積

(3)建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあつては当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積

(4)確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあつては当該計画変更に係る部分の床面積

3 前項第2号、3号の場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は手数料の額を0.5倍とし、構造審査に係る計画変更を伴う場合は手数料の額を0.7倍とする。

4 建築物の確認申請に係る計画において計画の特性により、次の各号に掲げる設計方法等による審査が必要な場合にあつては、別表第10に掲げる手数料を別表第1の手数料に加算する。

(1)ルート2基準審査

(2)構造計算適合性確認審査

(3)天空率の審査

(4)避難安全検証法、耐火性能・防火区画検証法、限界耐力計算法等の審査

(5)特定天井等の審査

(6)浄化槽の審査

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物の法適合確認を行った場合にあつては、別表第11に掲げる手数料を別表第1の手数料に加算する。

（工作物に関する確認の申請手数料）

第3条 業務規程46条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程46条に規定する建築設備の確認の申請に係る手数料の額は、別表第6に掲げるとおりとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程46条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 直前の確認をセンターから受けている場合にあつては、別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 直前の確認をセンター以外の者から受けている場合にあつては、別表第2に掲げる手数料の額の1.2倍とする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程46条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間検査合格証をセンターから受けた建築物の場合にあつては、別表第3に掲げるとおりとする。
- (2) 直前の確認をセンターから受け、中間検査がない建築物の場合にあつては、別表第4に掲げるとおりとする。
- (3) 直前の確認をセンター以外の者から受け、中間検査がない建築物の場合にあつては、別表第4に掲げる手数料の額の1.2倍とする。
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、法適合確認を行った建築物の場合にあつては、別表第3および別表第4の省エネ欄に掲げるとおりとする。

2 別表第3および別表4の床面積の合計は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築した場合にあつては当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を大規模な修繕若しくは大規模の模様替えの場合にあつては当該修繕又は模様替えに係る部分の床面積

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程46条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別

表第 7 に掲げるとおりとする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 8 条 業務規程 46 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第 8 に掲げるとおりとする。

(仮使用認定の申請手数料)

第 9 条 業務規程 46 条に規定する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 直前の確認をセンターから受けた建築物の場合にあつては別表第 9 に掲げるとおりとする。
- (2) 直前の確認をセンター以外の者から受けた建築物の場合にあつては別表第 9 に掲げる手数料の額の 1.2 倍とする。

(検査に係る出張費)

第 10 条 中間検査、完了検査及び仮使用認定に係る現場検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第 5 条から前条までを適用し算定した手数料の額に、別に定める「確認検査業務出張費規定」により計算した額の出張費を加算する。

(減額事項)

第 11 条 センターは業務規程 47 条第 4 項のほか、次の表の A 欄に上掲げる事項の場合にあつては、B 欄に掲げる減額手数料を適用できるものとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

A	B
同一敷地内で同規模の建築物が二棟以上ある場合	二棟目以降を確認検査業務手数料の二分の一を限度
1000 m <sup>2</sup> 以内ごとの一団地規模の建築物群の場合	二棟目以降を確認検査業務手数料の二分の一を限度
同一敷地内に同一の工作物（鉄柱、広告塔）を二以上申請する場合	二工作物目以降を確認検査業務手数料の二分の一を限度
同一の申請者又は代理者が一戸建て住宅の申請を、年間 20 件以上見込める場合	確認検査手数料の十分の一を限度
一戸建て住宅に簡易な自動車車庫を増築する場合	確認検査業務手数料の二分の一を限度

一度当社で確認済証を受け、その後、工事取止め届を提出した物件で、再度、同一物件を申請する場合	確認検査手数料の二分の一を限度
--	-----------------

(帳簿記載事項等証明書の場合の手数料)

第 12 条 確認申請等を行った帳簿の記録の内、帳簿記載事項等証明に規定する事項について帳簿照合の上これを証明する場合の手数料は 1 通につき 2,000 円とする。

(規程に定めのない手数料)

第 13 条 本規定に定めのない手数料については別途協議して定めることができる。

令和 3 年 4 月 1 日 全部改訂

令和 4 年 11 月 1 日 一部改訂